

建築B I M活用総合推進事業を実施する者の公募についての公示

令和7年3月12日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、建築B I M活用総合推進事業を実施する者の公募について公示します。

※本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築B I M活用総合推進事業

(2) 事業目的

本事業は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、災害の激甚化・頻発化等の社会課題への対応に資するため、建築B I Mの社会実装を加速化することにより、建築生産に関する業務の生産性の向上及び建築物の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

「建築B I Mの将来像と工程表（増補版）」（令和5年3月）（以下「工程表」という。）に基づく、建築B I Mの社会実装を加速化するための環境整備に向けた以下の事業。
なお、「」内の用語については、工程表を参照のこと。（<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001603587.pdf>）

- 1) 「B I M図面審査」における申請審査者用のマニュアル（申請手続き・審査方法等）の整備や「B I Mデータ審査」における申請・審査の仕組み等について検討・検証を行う事業
※ 事業の実施にあたり、建築B I M推進会議審査T Fの運営を行うものとする。
- 2) 「B I M図面審査」における「確認申請用C D E」の構築等を行う事業
※ 「確認申請用C D E」に関する権利等の取扱いについては、国土交通省と協議の上、決めるものとする。
- 3) ガイドラインの改訂に向けた検討支援を行う事業
※ 「建築分野におけるB I Mの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」の改訂に係る調査及び検討支援を行うものとする。

(4) 事業期間

令和7年4月1日～令和8年3月15日

2. 応募者の要件

(1) 技術能力に関する要件

- ・ 建築B I Mの社会実装の加速化に向けた検討・検証を的確に遂行する能力及び組織体制を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 業務を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 令和2年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

3. 応募の方法

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 担当：針谷

電話 03-5253-8111(内線39-542)

電子メール hariya-r92ta@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

①期間 令和7年3月12日から令和7年3月26日まで

②方法 上記担当部局にて電子メール等により交付

説明書の交付を希望する場合は予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限 令和7年3月26日18時00分まで

②提出先 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ郵送、又は電子メールにて提出すること。

④その他

- ・ 郵送の場合は、3部提出すること。
- ・ 郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
- ・ 電子メールの場合は、着信を確認すること。

- ・電子メールの場合は、公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。
 - ①申請の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ②メール件名または文中に、本補助事業への応募申請である旨を明記すること
- ※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後５年間保存すること。
- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
 - 「Just System 一太郎2004～2013」 「Microsoft Word2003～2016」 「Microsoft Excel2003～2016」 「Adobe Acrobat Reader4.0～11」 （これ以外での提出は無効）
- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力１メガバイト以内とすること。

4. その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）関連情報を入手するための照会窓口 ３（１）に同じ。
- （３）提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- （４）提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- （５）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書が無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- （６）採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日、法律第４２号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書提出の際に申し出ること。
- （７）詳細は説明書による。